

陳 情 書 綴

(陳情第 37 号～第 55 号)

平成 29 年第 3 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 37号	行政にかかる諸問題についてのうち第1～5項	1
---------	-----------------------	---

(議会運営委員会)

陳情第 37号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	1
陳情第 38号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	5

(総務財政委員会)

陳情第 37号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	1
陳情第 38号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	5
陳情第 39号	倫理調査会について	7
陳情第 40号	公文書館設置等について	9
陳情第 41号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	11
陳情第 42号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第 43号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分	19
陳情第 44号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分	21

(市民人権委員会)

陳情第 37号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	1
陳情第 38号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	5
陳情第 41号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	11

(健康福祉委員会)

陳情第 37号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	1
陳情第 38号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	5
陳情第 41号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	11
陳情第 42号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第 45号	子ども・子育て支援新制度について	23
陳情第 46号	聴覚障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分	27
陳情第 47号	保育施策等についてのうち本委員会所管分	33

(産業環境委員会)

陳情第 37号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	1
陳情第 38号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	5
陳情第 41号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	11
陳情第 42号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第 48号	北区の文化ホールについて	37

(建設委員会)

陳情第 38号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	5
陳情第 41号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	11
陳情第 42号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第 43号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分	19
陳情第 44号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分	21
陳情第 46号	聴覚障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分	27
陳情第 49号	公共交通について	39

(文教委員会)

陳情第 37号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	1
陳情第 38号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	5
陳情第 41号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	11
陳情第 46号	聴覚障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分	27
陳情第 47号	保育施策等についてのうち本委員会所管分	33
陳情第 50号	小学校学級編制等について	41
陳情第 51号	放課後施策について	43
陳情第 52号	放課後施策について	47
陳情第 53号	放課後施策について	49
陳情第 54号	放課後施策について	53
陳情第 55号	放課後施策について	59

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区
新日本婦人の会 堺支部
代表 高 宮 洋 子
長川堂 いく子
島 山 久 子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、子育て世代から後期高齢者世代までの各世代を生きる会員が、平和、暮らし、子育て、老後の問題など、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、日常的に草の根からの運動を進めています。とりわけ、もっとも身近な市政に対しては、政令市の権限と財源を大いに活かし、誰もが安心して暮らせる格差のない堺市であってほしいと切実に願っております。

特に9月に行われる市長選挙の政策の争点としても、政令市堺がより市民にとって暮らしやすい市として、これまでのように現場主義・市民目線での施策を望みます。

格差がさらに広がり、市民の命と暮らしに直結する行政として、堺市におかれましては国に要求すべきは要求し、地方自治体の役割をいかに発揮されますことを強く願います。自治の町、政令市「堺」の市政が真に市民のための自治体として、「自治体と市民の繋がり強化」「安心・安全の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔のあふれる町づくり」の実現を願ってここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. 子ども医療助成を18歳まで引き上げてください。子どもの貧困が社会的問題となり、子育て世帯での格差も大きくなっています。「子育てのまち堺」として早期に実現するよう努力してください。また子どもの医療費も窓口負担をなくし、無料化にするために大阪府に対して子ども医療費負担を無料にするよう意見書を上げてください。
2. 国民健康保険料は堺市ではこの間下がってきました。しかし来年4月から実施しようとして

いる大阪府での国保を統一する制度では、大幅に保険料が引き上がる仮試算が出されています。今まで堺市において8年間下がってきた国保料が引き上げられます。国民健康保険は法に明記された社会保障です、急いで統一する必要はありません。大阪府に対して「府内統一せず各市町村が実情に応じた独自制度を続けられるように求める」意見書をあげてください。

3. 2018年4月から介護保険の見直しがあり、保険料の値上げとなる見込みです。堺市として公費投入によって引き下げをして下さい。国に対して「現行の介護保険制度の維持・充実を求める意見書」をあげてください。
4. 私たちは憲法9条を守り、活かすための草の根の取り組みを日常的に行なっています。今安倍政権は自衛隊が海外派兵できるよう9条をかえようとしています。日本があらゆる戦争にかかわることのないよう、また人権も尊重する立場で「憲法9条」を堅持する立場を示してください。改憲は国民投票で決めるべきとの回答ですが、改憲への道にすすまないように国に対して、堺市議会として意見書を提出してください。
5. 国連において、核兵器禁止条約は日本政府が出席しないまま122か国の賛同で可決され、喜ばしいことです。新婦人中央本部笠井会長も市民の代表として発言しました。唯一の被爆国日本として堺市議会として国に対してこの条約の制定の意義を広げるよう意見書を提出してください。

議会運営委員会審査分

6. 「議会だより」を発行し、議会の動きについてわかりやすく市民に知らせて下さい。
議会での提案・議論、各会派や議員の賛否なども知らせてください。

総務財政委員会審査分

7. 都市内分権をすすめていくために、堺市と市民がともに作る住民自治のルールが必要です。府下の実例も参考にして、堺市も住民自治が活かせる「自治基本条例」の制定に向けて堺市から提案し、早急に制定してください。
8. 市民に情報が届く最大の広報手段である「広報さかい」の更なる充実を求めます。
9. 公的な施設や区役所等の窓口業務は指定管理者制度や事業委託でなく行政の責任において行って下さい。行政の責任の下、市民目線で公の責任を今一度確認し、市民第一の行政をすすめてください。
10. 今、全国で自衛隊員を増やすため、自衛隊による学校を通じての組織的な勧誘や高校生のいる家庭への訪問、勧誘など自衛隊の広報活動が活発化しています。堺市として「堺まつり」のパレードの自衛隊の参加や広報「さかい」に自衛官募集の掲載など、若者が戦闘に加担する事態になりかねない自衛隊員の勧誘、広報はしないでください。

市民人権委員会審査分

11. 区民ボード（区民評議会）はより市民の声が区政に反映でき、未来の堺市を見通して住み続けたい堺市を地域で議論されていると期待しています。各区の特性をいかした町づくり、地域力を強めるためにも区民の声を聞ける場は大切です。引き続きさらに充実させ、各区の議論がホームページでなく、市民の誰もが理解できるよう、知らせる方法を工夫してください。
12. 堺市内の公的な集会所について、利用料が高く市民が気軽に使うことができません。憲法・教育基本法・社会教育法に基づいて設置されている公民館は人権としての「学ぶ権利」を保障する教育機関として位置づけられています。各区で気軽に利用できる金額として無料、せめて低料金で使用できる公民館の設置を求めます。
13. 昨年、堺市長として「ヒバクシャ国際署名」をされたことは喜ばしいことです。核兵器のない世界の実現にむけて「非核都市宣言」をした堺市として、今後も核兵器廃絶を世界にむけて発信し、被爆国である日本の被爆の実相を知らせてください。
14. 堺市では、ソフィア堺に設置されている「堺市立平和と人権資料館」の平和ゾーンをさらに充実させてください。特に堺大空襲の実態を次世代に知らせていくことが重要なので、アンケートを取るなどの市民の声を集めて、より良い企画になるように努力をしてください。

健康福祉委員会審査分

15. 総合事業の訪問型・通所型サービスについて、継続・新規に関わらず、すべての要支援認定者が介護予防訪問介護・介護予防通所介護相当のサービスを利用できるようにしてください。又要介護・要支援認定を勧奨し、認定申請を抑制しないようにご指導ください。
16. 公立保育所が「幼保連携型認定こども園」に移行しましたが、これまでの教育・保育内容を堅持し、民営化しないで堺市の公的責任で行ってください。保育士の労働の負担軽減、処遇改善をしてください。
17. 働く女性を支援するために、公立保育所をのこし、保育の質が担保されるようにして下さい。市としては認定子ども園への移行をすすめています。従来通り同じ「堺の子ども」を預かる認可保育所に保護者が安心して預けることができるよう、施策の検証と、保育環境を確保してください。
18. 女性の貧困、特にシングルマザーにとっての貧困は父子家庭に比べても深刻です。暮らしや子育て、教育などにあたえる影響は切実です。あらゆる支援の施策を、例えば小学校の給食費を無料にし、中学校給食にも就学援助が利用できるためにも全員喫食にして下さい。また、子ども医療費を高校卒業まで無料にしてください。

産業環境委員会審査分

19. 元シャープ現在 SDP 社への公金支出を止めて下さい。その分市民の暮らしや社会保障・小規模企業商店、農業支援などを優先して税金を使ってください。また波及効果の裏付けとして投資額の累計や雇用見込み人数を示すだけでなく、企業に対してヒアリングやアンケート調査に基づく具体的な回答を要望します。

文教委員会審査分

20. 憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づき、子どもの健やかな成長を保障する教育を、将来を担う子どもたちが生き生きと成長できるように子ども施策を充実させて下さい。
- (1) 全員喫食を基本とした中学校給食を実現してください。現在実施されている選択制の給食については、喫食率が上がるよう給食費を値下げし、献立も改善し、申込み方法、代金支払い方法をもっと簡単にしてください。
 - (2) 「のびのびルーム」の運営をプロポーザルで民間事業者への委託はやめてください。堺市の責任で、複数専任指導員体制にし、子どもたちが安全に楽しく過ごせるように、また、広々とした教室で、ゆったり生活でき、保護者が安心できるようにしてください。
 - (3) 来年度から学校教育で、道徳が教科化されますが、子どもたちの心に点数、成績をつけて評価することには問題があります。堺市として、道徳の教科化に反対する意見書を国に提出してください。市民の意見や、子どもたちと一緒に教科書を使う先生たちの意見を聞いたうえで教科書を選んでください。
 - (4) 「授業評価アンケート」は、保護者にとっても学校にとっても評価のとらえ方が難しいものです。堺市として大阪府に「授業評価アンケート」に反対の意見書を出してください。

受理年月日 平成 29 年 7 月 31 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区
藤 村 光 治

陳情の内容

堺市は、今なお人権、国籍、信条、性別、社会的身分における差別があとを絶ちません。堺市平和と人権を尊重する条例を進めるために、陳情しました。

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 政務活動費は、支出の基準を明確にしてください。また、政務活動費は、交際費用、選挙活動費用、政党活動費用、後援会活動費用、私的活動費用に当てないようにしてください。

総務財政委員会審査分

2. 堺市は、近大病院の移転、原山公園のプール建設を進めてください。
3. 堺市マスタープランの計画期間は、2020年度までとなっています。それ以降の計画については、子どもたちに夢を与える子育てマスタープランにかえてください。
4. 堺市の職員は、時間外労働時間を減らしてください。
5. 堺市公務員は、堺市内に住んでください。人事課は、堺市公務員が堺市内に住むような雇用を進めてください。
6. 堺市の債務は、一般会計4,630億円、特別会計109億円、水道295億円、下水道2,985億円あります。堺市は、行財政改革を行い、債務負担を減らしてください。
7. 堺市の職員は、業務交通事故を無くす政策を進めてください。

市民人権委員会審査分

8. 各区の区民評議会において区ごとの特性に応じた施策、事業等に係わる総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う上で、広く区民の声が十分に反映されるような運用を行って

ださい。

健康福祉委員会審査分

9. 堺市は、ハローワークと協力して障害者雇用施策を進めてください。
10. 大学医学病院が、堺市には必要です。脳梗塞の早期発見のため施策を進めてください。
11. 堺市は、生活保護者を減らす政策を進めてください。
12. 堺市は、最高気温が30度以上、真夏日となり、湿度も高く蒸し暑い日が続きます。高齢者、児童に対して、堺市は熱中症対策を進めてください。
13. 堺市は、認知症のチェックについて、解り易く市民に知らせてください。
14. 堺市は子どもの虐待対策を進めてください。

産業環境委員会審査分

15. 堺市は、ヒアリ対策を進めてください。
16. 堺市は、東京オリンピックに向けて、外国人を受け入れる産業振興施策を進めてください。

建設委員会審査分

17. 堺市は、建物解体事業について、安心、安全な取り組みを進めてください。
18. 堺市市営プール、泉ヶ丘プール、大人510円、中学校410円、金岡公園、大浜公園プール大人300円、中学校100円です。美原海洋センタープール、お金いらぬ。堺市は料金の平等化を進めてください。

文教委員会審査分

19. 学校の先生による生徒への暴力、イジメが増えました。問題解決後のケアが大事です。早く子どもたちが、安心して暮らせる政策を進めてください。お願いします。

受理年月日 平成29年7月10日

倫理調査会について

陳情者 堺市堺区

出来秀人

「堺市倫理調査会の運営改善についての提言」

陳情の内容

3年前の兵庫県議会の疑惑追及から始まった政務活動費を巡る問題は全国に飛び火をして全国の自治体議会、地方政治に混乱をもたらしいまだ余波を残しております。

堺市においても市議会開闢以来、初の百条委員会が設置され二名の議員に対し「議員辞職勧告」がなされ、リコール運動まで起こされるという大変に不名誉で由々しき事態となっております。政治への不信と無関心、諦めが再び頭をもたげているような気がいたします。

金の乱れや不正の横行は社会の道德・倫理を頹廃させ、引いては社会を崩壊させかねない危機を招来させるものだと考えます。

ともすれば拝金主義の風潮が強い現代においては、特に若年世代に対する厭世感、ニヒリズムの蔓延への影響は深刻で甚大なものがあるのではないのでしょうか。

堺市に於いては昭和58年に全国に先駆けて市民の直接請求によって先進的な倫理条例が制定され、全国的にも珍しい市民参加の倫理調査会が設けられました。

この制度は「選挙によって信任を得ることによって公職を遂行する特別な地位、立場」にある議員諸兄に対して、議員諸兄がその道を誤らぬようにと、議員諸兄の身を案じる市民が歯止めをかけられるようにとの趣旨で制定されたもの、とのこと。

百条委員会での審議と並行して前年度の倫理調査会でも議員各氏と市民委員各氏の間で激しい議論が交わされました。その甲斐あって幾つかの有意義な提言がなされましたが、今回の不祥事を受け、疑惑の発生を防げなかった倫理調査会の存在意義自体を問う厳しい発言もありました。

不束ではありますが、この倫理調査会を更に有効ならしめ実効性を持たせるための若干の制度運営の手直しを提言させていただくものであります。

内容として市民委員の構成の継続性を担保し、市民委員から出された意見の争点論議審査の継続

性が担保できないか、というものであります。

毎年二年毎に総入れ替えとなる市民委員の任期を延ばし参議院のように半数ずつの改選方式にする。あるいは市民委員のうちオブザーバーとして1、2名、残っていただき、出された意見の争点論議審査の継続性が担保できないか、というものであります。

倫理調査会が市長の諮問機関である点を鑑みれば、いたずらに審議の効率性や付属意見への拘束性を求めるものではありません。しかし今回の事態の重大性を想うとき、議会への信頼回復と政治倫理の立て直しは喫緊の課題であり、その回復と立て直しには市民の更なる協力と意見が不可欠の要素ではないでしょうか。

議会制民主主義の信頼失墜を防ぎ、制度を存続させていくためには政治腐敗の根絶は絶対不可欠の要件であることは歴史が証明しています。

今、まさにこの国の地方自治、議会制民主主義は滅亡の淵際に追い込まれているとは言えませんでしょうか。

ひとこと付言させていただければ、今回の政務活動費の不適切な支出は、行政側にも重大な責任と過失があり厳しく指弾されうるものだと私個人は思います。

今後は政務活動費の請求支出実態も倫理調査会の審査対象に加えるか、あるいは外部監査に委ねるかの検討も必要になってくるかもしれません。

また昨今は夫婦で議員をされるケースも増えてきており今後も増える可能性があります。審査の対象を該当議員御本人だけでなく家族、配偶者にまで広げる要請も高まってくることも考えられます。

議員諸兄はやはり「良き市民の手本」となってもらわねばなりません。「良き手本」であり続けていただくためには市民側と議会・議員側との間に節度ある緊張関係が必要です。

倫理調査会の活性化を図り市民意識の向上を図り、もって民主政治と議会政治、ひいては議会と双輪をなす行政の信頼回復を図るためにも一市民、一個人として不束ながら議会陳情の形をとり提言させていただくところです。

受理年月日 平成 29 年 7 月 31 日

公文書館設置等について

陳 情 者 堺市堺区
出 来 秀 人

「堺市公文書館設置・公文書条例制定のお願い」

陳情の内容

去る3月末に図書館協議会より「今後の中央図書館のあり方」についての答申が出されました。中央図書館の将来構想が練られると同時に中央図書館の建替え再整備が進んでいくこととなります。この機会を捉え今後整備される図書館との整合性を持ち役割分担できる公文書館の整備、並びに公文書条例の制定をお願いする次第です。

本議会におかれても公文書館設置について以前よりたびたび議題に上がり、特に各会派の若手議員さんからの整備を望む発言がありました。過去においては史料書館設置の提言がなされたこともあったようですが、堺市においてはいまだ実現には至っておりません。

単独設置か図書館併設か、複合施設化するか、行政改革を迫られ財源予算も限られるなか、公文書館の設置、並びに公文書条例の制定に向けた論議の深耕を願い、公文書館、公文書条例の実現に向けた有識者等を交えた公開の審議会を設け、広く市民からの意見も求めたうえでの基本計画の策定と事業の推進を要望するものであります。

過去今までに我が町堺市では、我が国の自治体史の先駆けとなった栄えある「堺市史」「続・堺市史」が刊行された実績があります。その間に時代は「激動の昭和」から「混迷の平成」(そう表現して差し支えないと思いますが)に変わりました。その平成の御世も今年度いっぱい終わり21世紀に入って初の新たな元号の時代が始まります。

古代・神代から昭和までの記録を記した「堺市史」「続・堺市史」に続く、平成の世を記した「堺市史」の編纂発行が待望されるところです。

また悲願の政令指定都市となった以後の我が堺市の歩みを記録し、振り返り、政令指定都市となったことの検証の為にも次の「堺市政史」編纂発行が待たれます。

わが町堺市の歩みを今後とも紡いでいき「歴史・文化の証」を適切な形で保存し、間違いなく後

代の世代に引き渡してくる為にも堺市として最適で最も望まれる形での公文書館設置と公文書条例制定が必要です。

語るべき歴史を失ったとき、その人個人も、地域も、そして国すらも、その持つべきアイデンティティを失い進むべき指針を見失います。それは「亡び」への道につながります。

事実を事実として事実のままに保存し後世に伝え、その評価を後世に委ねることは今を生きる者の未来に対する重い責務であります。人は過ちを犯し人の世もまた過ちを犯します。

しかし歴史が事実として保存され後世に伝えられてこそ、人の世の過ちも正され「新たな未来」に歩み出せる可能性が見いだせるのではないのでしょうか。

歴史を紡いでいくというそういう事だと私自身は考えます。

また民主主義と議会政治制度のもとでは、尚一層の市民に対する市政に関する情報公開の積極的な取り組みの継続が、今後とも変わらずに求められます。

堺市の今後のより良い民主的な市政運営の為に、また今後とも続く行財政改革の取り組みへの理解と同意を市民に求めていくためにも、情報公開についての不断の検討と改善努力が議会と行政には求められます。公文書館設置と公文書条例制定はその取り組みの一環を成すものになるはずで、情報を公開してより幅広い多様な各年代層の市民に積極的に市政参加を促す為にも、市政に関する情報公開の拠点としての公文書館設置とそれに伴う公文書条例の制定を要望する次第です。

記憶と記録は後世に伝えるかけがえのない有形・無形の資産であり財産です。

また整備された記録とその公明正大な公開は組織団体の信用、信頼の源になります。

市政、行政への信用度と信頼度を高めていくことにも公文書館の設置と公文書条例の制定は大きな役割を果たすことと思います。

先の大戦後の戦災から見事、戦後復興を遂げた堺市の、その後の歩みを後世の市民に伝え、歴史家の考証に委ねるため、新たな時代の節目となるこの機会に公文書館の整備を進捗させることは市民と議会・行政に課せられた責務だと考えます。

以上の点より、公文書館、公文書条例の実現に向けた有識者等を交えての公開の審議会の開設と、広く市民からの意見も求めたうえでの基本計画策定、及び事業の推進を重ねて要望するものであります。

受理年月日 平成 29 年 7 月 31 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区
新日本婦人の会 泉北ニュータウン支部
支部長 藤 田 槇知子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会泉北ニュータウン支部は、母と子の幸せを願って日々活動しています。市民のくらしは、収入減、増税、物価高騰、労働条件の悪化によりますます大変になってきています。日本国憲法に基づいた一人ひとりを大切にする地方自治を進めて頂きたい、次のことを陳情します。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 近畿大学医学部病院の泉ヶ丘地区移転にあたっては、市の施策として、梅地区に何らかの医療施設を存続させる方向で検討してください。
田園公園は今のままで残してください。現段階の進行状況の説明会を早急に開いてください。
2. 政府は「カジノ誘致で観光の地域振興」とうたっています。しかし、すでに「ギャンブル大国」といわれる日本では誘致でさらにギャンブル依存症が増える危険性があります。青少年への影響も心配です。カジノ誘致に名乗りを上げている大阪府に対し、堺市として反対表明の声を上げてください。
3. 自衛官募集の広報掲載並びに自治会での回覧をやめてください。特に4月の自治会の議題の最初に募集が強調されているのは違和感を覚えます。
4. 平成31年10月から実施予定の消費税10%への引上げ中止を、政府に申し入れて下さい。前回陳情書の回答で、使われた内容については回答をいただきましたが、社会保障のための財源は消費税で賄うべきではなく、本来市や国の施策として予算から賄うべきものではないでしょうか。

市民人権委員会審査分

5. 原子力発電所は人類と共存できません。堺市がよく対応されていることは承知していますが、今すぐ廃炉にするのが最善であると考えます。次のことを要望します。
 - ① 日本の原子力発電の廃止を国に求めて下さい。再稼働反対の意見を表明してください。
 - ② 事故と緊急時の対応を事前に市民に周知徹底して下さい。
6. 「非核平和都市宣言」決議の市として、堺市独自の取り組みをより一層すすめられるよう、お願いします。核兵器のない世界をめざし、平和への思いを育み、語り継ぐ取り組みをされている団体への後援や協力を引き続きお願いします。特に2016年4月から世界的に取り組まれている「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」推進にご協力をお願いします。「堺平和のための戦争展」を全面的に後援してください。
7. 殺し殺される危険な場所に自衛隊を派遣する「安全保障関連法」の廃止を国に要望して下さい。
8. 「テロ等組織犯罪準備罪法」の廃止を要望して下さい。

健康福祉委員会審査分

9. 生活保護制度を守り、所得基準の引き上げを国に要望してください。
10. 国民健康保険料の近年の引き下げに感謝します。さらなる引き下げを要望します。「医療費利用明細書」は不要です、無駄な費用は省いてください。また「広域化」に参加しないで下さい。
11. 介護保険料を引き上げないでください。
12. 後期高齢者医療制度は廃止するよう国に働きかけてください。
13. 乳がん、子宮がん検診を毎年に戻すことを要望します。また、無料クーポン発行の拡大をお願いします。若年層の検診率を高めるための啓発も引き続きすすめてください。
14. 特定不妊治療の更なる補助と不妊に悩む方への年齢制限をしないよう引き続き国に要望してください。

産業環境委員会審査分

15. 堺市独自の持続可能な自然エネルギーへの転換施策を、一層推進されることを要望します。又、その推進の現状を広報などで、市民に知らせて下さい。
16. 原発に頼らなくてもよい様な節電対策を進めて下さい。
17. 日本がEUと進めているEPA協定については①その内容と②その日本の農業への影響について明らかにされていません、国に対して①②を明らかにするよう要望して下さい。

建設委員会審査分

18. 上下水道料金の更なる値下げを要望します。

文教委員会審査分

19. 小・中学校の給食は、子どもたちの健やかな成長を保障するため、重要なものと考えます。民間委託でなく、出来るだけ自校方式での実施をお願いします。
20. 卒業式・入学式での「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱を強制しないでください。憲法 19 条に規定されている思想及び良心の自由を侵すことになるのではないのでしょうか。
21. 平成 29 年度からの権限移譲にあたっては加配定数の活用をして、小・中学校全学年の 35 人学級を実現してください。正規教職員の増員も引き続き国・府へ要望してください。又、今年度からの検証結果を公開してください。
22. 就学援助制度の所得基準を引き上げてください。また、小学 6 年生で、就学援助を受けている児童に対し、中学入学にかかる費用を 6 年生に在学する間に、市独自に援助または貸与する制度を早急に実施してください。強く要望いたします。
23. 南図書館梅分館、美木多分館の開館時間を、仕事帰りにも利用できるよう、南図書館や堺市駅前分館と同じにしてください。
24. 放課後児童支援を、国の「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて行っておられると思いますが、実態はどのようになっているか教えて下さい。プロポーザル方式の効果と課題についても教えて下さい。児童館の設置をぜひお願いします。
25. 市としてチャレンジテストに参加しないで下さい。
「公平性を担保する方策の検証のため」とありますが、具体的に説明し、検証の結果を明らかにして下さい。チャレンジテストが実際に子ども達のためになるとは思えません。高校入試に利用しないでください。

受理年月日 平成 29 年 7 月 28 日



行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市西区
堺市内民商連絡会
代表 上田 壯 幸
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会
美原狭山民主商工会

市内中小業者の振興をはかり、持続可能な社会を構築するための陳情書

陳情の内容

日頃、中小業者の営業と生活を守るために、ご尽力頂きありがとうございます。

先ごろ発表された中小企業白書では、「中小企業の景況は緩やかな改善傾向にあるが、新規開業の停滞、生産性の伸び悩みに加えて、経営者の高齢化や人材不足の深刻化といった構造的な課題が進行中」「中小企業の減少は激しく、特に小規模事業者の廃業が多い」とまとめています。堺市でも同様な現象が見られることと思われま

市内企業3万社の内、約9割を占める小規模事業者(従業員20人以下)の経営難は、歴史と伝統のある堺、地場産業・モノづくりの堺の危機であり、市民の暮らしや雇用など地域経済の衰退につながる重要な問題だと考えています。

3年前に制定された「小規模企業振興基本法」は、中小企業の中でも、従業員5人以下の小企業の位置と役割を明記しています。堺市でも、その趣旨で実効ある施策を実行されることを願い、以下の項目を陳情いたします。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 地域を担う建設・土木工事への経営支援として、「小規模工事希望者登録制度」を創設して

下さい。

2. 官公需の改善と生活再建支援の拡充をして下さい。

(1) 市内業者への発注については、分離・分割発注するなど、零細業者にも仕事が回るような工夫をして下さい。

3. マイナンバー制度の弊害を除去する方策を検討して下さい。

(1) 今年のような市民税の特別徴収の案内時に、管理責任が問われる事業所に一方的に送ってこないでください。

(2) 市民税の申告時に、マイナンバーを強要しないでください。尚、未記載でも申告書は受理して下さい。

健康福祉委員会審査分

4. 利用しやすい国民健康保険制度にして下さい。

(1) 府内統一化に反対して下さい。例え統一化になっても保険料の引き上げは実施しないで下さい。

(2) 払いたくても払えない方には、積極的に減免を実施して下さい。廃業や離職等の場合は理由をつけずに一律に減免制度を適用して下さい。

産業環境委員会審査分

5. 中小零細業者を地域経済の担い手として評価し、積極的な施策をして下さい。

(1) 「中小業者振興基本条例」は「堺市産業アクションプラン」や「堺市マスタープラン」に魂をいれるものです。理念だけではダメなのは当然ですが、更に一歩進んで、市の条例とすることが必要なのではないのでしょうか。検討を宜しくお願いします。

(2) 国が決めた「小規模企業振興基本法」に即って、きめ細かな施策を実施して下さい。

6. 中小業者の仕事確保・顧客拡大への支援をして下さい。

(1) 堺市の地場産業・伝統産業の育成のために、ものづくり補助金や固定資産税の減免などを創設して下さい。

堺市が実施している「ものづくり条例」も重要ですが、もっと規模の小さい業者への配慮も必要なのではないのでしょうか。零細事業所が廃業せずに事業を続けることは、少なくとも事業主の雇用は守れることだと思います。

(2) まちづくりに貢献する小売・サービス業への経営支援として、空き店舗活用などを支援してほしい。

(3) 地域を担う建設・土木工事への経営支援として、「住宅リフォーム助成制度」を創設して下さい。

建設委員会審査分

7. 上下水道料金の引き下げをして下さい。

(1) 府下的にも高い、水道料金を大幅に引き下げて下さい。

受理年月日 平成 29 年 7 月 31 日



近畿大学医学部附属病院について

陳 情 者 堺市南区

栄 山 英太郎

近畿大学医学部及び附属病院の泉ヶ丘移転問題解決を求める陳情

陳情の内容

近畿大学医学部及び附属病院の南区三原台への移転計画内容が徐々に判明するにつれ、2つの大きな問題が浮上しています。

第1の問題は、府営住宅地とともに移転用地とされている田園公園の廃止、転用面積が約4万5千平方メートル（4.5ヘクタール）以上にも及ぶことです。平成26年7月16日に締結された基本協定書には「田園公園等の一部」と示されていたものが、実は田園公園の大半だったのです。これでは泉北ニュータウン・泉ヶ丘駅近くの1等地にあり、地区住民らの憩いの場として利用されてきた地区公園が、グラウンドと斜面などを残すだけの小規模な公園になってしまいます。本年4月には、公園の転用面積縮小を求める陳情書を「泉ヶ丘プール地を残す有志の会」が3,313人の署名を添えて堺市と近畿大学へ提出し、8月末の回答期限を待っております。今後の展開次第では、本件は係争事案になりますから、堺市にとっては極めて重大な問題なのです。

第2の問題は、都市公園法で定められている「廃止される都市公園に代わるべき公園の設置」に多額の財政支出が見込まれることです。堺市はすでに、代替公園地を茶山台の大型児童館・ビッグバン周辺の府有地としています。

丘陵地の森と池とからなるこの未利用地の簿価は、宅地並みの1㎡当たり9万8千円です。府が簿価で売るとなれば、4.5ヘクタール以上の土地取得費と大がかりな公園整備費とを合わせると、約60億円の財政支出になります。面積15.5ヘクタールの大蓮公園の隣接地に、約60億円を投じて都市公園を造ることは、市民感覚からみて税金の無駄遣いです。費用対効果を考えれば、財政状況の厳しい自治体が行うことではありません。

これまで述べてきた2つの大きな問題を解決し、地元住民の理解と納得のうえで近畿大学医学部及び附属病院の泉ヶ丘移転を遅滞なくスムーズに進めなければなりません。そのための方策を以下

に示し、実行されるよう陳情します。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 廃止される公園に代わる代替公園は、財政支出が公園整備費だけで済む市有地の旧高倉台西小学校跡地（面積2.2ヘクタール）として下さい。
2. 高倉台西の新公園は災害時の広域避難地とし、また本年3月末に廃止された市立泉ヶ丘勤労者体育センター体育館に代わる施設の整備を検討して下さい。

建設委員会審査分

3. 泉ヶ丘プール地は公園として残し、プールに代わる利用形態を地元住民と協議のうえで進めて下さい。
4. 田園公園の廃止、転用面積を2.2ヘクタール以下に抑えて下さい。

受理年月日 平成29年7月19日

近畿大学医学部附属病院について

陳 情 者 堺市南区
泉ヶ丘プール地を残す有志の会
代表 前 川 賢 司

近畿大学医学部附属病院の泉ヶ丘移転計画について田園公園の転用面積縮小を求める陳情

陳情の内容

私たちは近畿大学附属病院の堺市南区泉ヶ丘地区への移転については反対ではございませんが『泉ヶ丘プール地』への病棟建設には断固反対致します。

国は近大病院の移転条件として「地域住民の了解を得ること」としてはありますが、新聞報道から3年経過している今日においても、未だに行政(堺市)から地域住民に対する説明会が1回も開催されておりません。このような地域住民を完全に無視した建設計画に対して、多くの反対意見が田園公園周辺住民から出ております。

それが証拠に泉ヶ丘プール地と田園公園を公園として残すべく『田園公園転用面積縮小を求める要望書』の署名運動を行ったところ、平成29年1月末～3月末のわずか2か月間で3,313名の署名が集まりました。

田園公園周辺に居住する住民にとりましては、都市公園に隣接している事から、この緑の景観は将来に渡り守られるという安心感のもとに、他所よりも高額な資産を購入していると言えます。住居の取得価格が高くても公園に面している事できれいな空気・静かな住環境を求め居住している方が多く居られます。しかし病棟がすぐ目の前に建設される事により、田園公園・泉ヶ丘プール地に面している住居の資産価値が下がる事が既に判明しております。例えばウイズグラン泉ヶ丘において公園に面している住居とそうでない住居の価格差が最大8%あるという事が明らかとなっております。

併せまして病棟建設によりプール地に面している住居は、現在より日照時間がはるかに短くなる事が容易に予想されます。日照不足は骨粗鬆症、糖尿病、癌、貧血、老化、筋力の低下、うつ等の健康被害を招く事が明らかになっております。

又、定期的なヘリコプターの発着訓練が行われる場合、墜落事故が起きる事が懸念され、住宅・学校・商業施設が密集する当地では多くの住民が犠牲になる危険性が生じます。

田園公園という市民の財産である都市公園が、全国で初めて民間企業に売却される事により、周辺住民に多大な精神的な苦痛を与え、経済的な損失を発生させ、健康・安全まで脅かされる事は到底納得できるものではありません。

つきましては、泉ヶ丘プール地（24ヘクタール）は公園として残し、住民の憩いの場を確保すると共に、極力コンパクトな病院関連施設の配置計画を策定し田園公園の縮小面積を最小限に留めて頂く事を要望致します。

現在計画されています移転計画面積は、府営団地跡地 6.4ヘクタール、三原公園 0.5ヘクタール、田園公園（駐車場・プール地含）4.5ヘクタールの合計 11ヘクタール強に及びますが、大阪狭山市の現行の近大病院や府下医科大学病院の立地面積を考えると、田園公園部分（プール地及び緑地）の転用面積の縮小は十分可能であり、医学部及び附属病院の建設用地として約 11ヘクタール強の用地は過大であるとの認識を持っています。

泉ヶ丘地区住民が 45年以上にわたって親しみ、憩いの場としてきた田園公園の廃止・縮小面積を 2.2ヘクタール以下にとどめ、地域住民の住環境を守って頂く事を強く要望致します。

既に 4月 19日、堺市長及び近畿大学理事長宛てに陳情書を 3,313名の署名簿と併せまして提出しておりますが、堺市議会におかれましても田園公園周辺住民の切なる思いを市政に反映して頂きます事を心よりお願い申し上げます。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 田園公園周辺住民に速やかに建設計画の説明会を開催して下さい。
2. 田園公園の転用面積を最小限に縮小し、よりコンパクトな施設配置計画を策定して下さい。

建設委員会審査分

3. 近畿大学医学部及び附属病院の移転計画地から、泉ヶ丘プール地を除き田園公園を最大限残して下さい。

受理年月日 平成 29年 7月 19日

子ども・子育て支援新制度について

陳情者 堺市北区
堺保育運動連絡会
会長 山部 聡

子ども・子育て支援新制度の充実を求める陳情書

陳情の内容

貴職におかれましては、日頃より子どもたちの健やかな成育のためご尽力、頂き誠にありがとうございます。

2012年8月参議院本会議において子ども・子育て支援新制度関連3法が可決・成立しました。

それにともない国は2013年4月より、内閣府の中に「子ども・子育て会議」を設置し準備をすすめてきました。2014年4月30日には「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」他3本の府令、省令が公布され、5月26日の「子ども・子育て会議」では消費税「0.7兆円の範囲で実施する事項を反映させる前の仮単価」が公表されました。これらの内容を踏まえて同年、堺市においても、子ども・子育て会議を立ち上げ、新制度実施にあたり「堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」「堺市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」「堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」のパブリックコメントが行われ、6月議会で可決されました。その内容は国の府省令をそのまま堺市の条例にしたので、小規模保育事業C型では、「研修を受けたものが保育にあたる」と無資格者だけの保育を可能にしてしまったのは残念です。「子ども・子育て支援事業計画(案)」に対してのパブリックコメントでは市民(子育て世代)の関心も高く、意見提出人数582人、意見件数2,820件もの意見が寄せられ、子ども・子育て会議の中でもその関心の高さは取り上げられていました。

2015年4月、いよいよ「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。制度の大枠は決まって進み始めたものの、まだまだ詳細は国が方針を示していないものもあり制度としては不十分で

す。これからさらに市としても細かい部分をつくっていかねばなりません。堺市でも「子ども・子育て支援事業（案）」をもとに新たに子ども・子育て会議のなかで、子ども・子育て会議で事業計画の進捗状況や見直しをしていわれています。しかし、1月27日に出された「公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行（案）」はあまりにも抽速でした。国の動きを検証せずいち早く取り入れていく堺市の施策の危うさを感じました。今年度4月よりスタートした公立こども園は、保育内容の変更などは最小限に抑えられ、保護者の不安や疑問に十分配慮し、丁寧な対応をしてくださっています。保育料第3子完全無償化や、中区での病児・病後児保育施設の開園など着実に堺市の子育て施策は前進しています。そして、今年度は「子ども・子育て支援事業計画」の見直し年になります。支援事業計画が更に前進していくように、堺市としても「子育て日本一」とうたっている竹山市長の下、より良い制度にし、全国に堺市の子育てへの積極面をアピールされるよう、子育てする私たちの声や現状を伝え改善点を提案させていただきたく下記の項目について陳情します。

< 陳情事項 >

1. 乳幼児医療制度を高校卒業までに拡充してください。堺市で先駆的に行われた中学校卒業までの乳幼児医療制度ですが、最近では高校卒業までに拡充されている市町村が出てきています。隣の大阪市でも所得制限はありますが今年度の予算で高校卒業までに拡充されています。同じ政令市として堺市にできないことはないと思います。ぜひともよろしくお願いします。
2. 平成29年度4月1日時点での待機児童数は31人です。施設整備を行い待機児童解消に力を入れてきましたが、待機児童が増えるという結果になりました。その要因に保育料第3子完全無償化に伴い、潜在的であった保護者の方からの入所申し込みが増えたとも聞きます。今後も待機児解消については児童福祉法第24条1項の市町村の保育実施責任をふまえ、保育所（園）の創設や増改築をおこなってください。そして、待機児としては数えられない未利用者572人についても増えています。この未利用者の内訳と割合を教えてください。
3. 今年度より、こども園・保育園を利用する場合において第3子については保険料が完全無償化になりました。子ども・子育て支援新制度が施行され、第3子以上の家庭で保育料が上がるという事態が議会で取り上げられたことに対して堺市がしっかりと手立てを取られた事へ、私たちは嬉しく思っています。しかし、保育料の負担は、堺市として国の示す基準の7割にしてください。多子世帯以外でも負担感は大きいものです。本当の意味で子どもを産み育てやすい市となるのは、未来の堺市の出生率を鑑みると第2子の完全無償化です。すぐにとはならない現状もあると思います。まずは、第2子については上の子の年齢に関係なく保育料を半額にしてください。
4. 乳幼児の子どもたちはまだまだ未熟な体により抵抗力も弱く、発熱しやすく感染症にもかか

りやすくなっています。子どもたちの急な病気に対し、親は仕事を休み看病して、我が子の体を休ませてあげたいと思う反面、仕事への責任の重さより休むことができず、長く続く休みのため、退職を余儀なくされる場合も多々あります。そんな現状を踏まえ、病児・病後児保育施設がこの3月より中区にも開設されました。子ども・子育て支援事業に示された計画通り5カ所目の開設に私たちが声を上げてきたことが実現され嬉しく思っております。そして、残す地域は東区と美原区です。ここへも同じように病児・病後児保育施設が開設されますようによろしく願います。そして、子どもの急な発熱や体調不良などにも対応してくれる、看護師を常駐としたこども園・保育園併設型の病児施設を創設してください。

5. 今年度1月頃より開始を予定している「訪問型病児保育事業」について、病児を預かる責任の重さや、密室での保育になることを考えると、必ずその保育に携わる従事者には専門的な資格（看護師など）が必要です。また、他市でファミリーサポートを利用して起きている重篤な事故からも、事故が起こった時の責任の所在や、起きてはならない万が一の事故による保険の制度をしっかりと整備させてください。
6. 保育士不足の問題について、色々な確保対策を堺市として行っていることを知り嬉しい限りです。しかし、保育士不足は改善されぬまままきまきになっている現状も一方ではあります。堺市として保育士の現状不足の原因は「賃金が安い」ことや「職責の重さ」「事故への不安」があると考えられていますが、堺市の独自施策として保育士の処遇改善や職責の重さや事故への不安の改善策として行っているものがあれば教えてください。また、そのような施策があるのであれば保育士不足解消のため、更なる施策の充実とともに堺市で働く保育士の実態調査を行い、どのように改善されていっているのか把握してください。
7. 堺保育運動連絡会として上の項目で述べたような、堺市に対する子育て・保育に対する願いや想いを直接、竹山市長に聞いてもらえる機会をつくってください。

受理年月日 平成 29 年 7 月 31 日



聴覚障害者施策等の充実について

陳情者 堺市堺区

堺市ろうあ者福祉協会

代表 妻 沼 和 彦

陳情団体構成

堺市ろうあ者福祉協会

堺手話サークル連絡会

(かたつむり、金岡、かめのこ、北野田、泉北、たんぼぼ、トゥモロー、
木馬、もみじ)

大阪府立障害児学校教職員組合堺聴覚支援学校分会

重度重複聴覚障害者の働く権利と生活を考える「もずの会」

聴覚障害者・手話関係者の要求を実現するための陳情書

陳情の内容

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、聴覚障害者の福祉向上のために多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ここ数年、全国各地の自治体で「手話言語条例」が制定され、その数は 101 の自治体に上ります。その中には、今年 4 月に「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」を施行した堺市も含まれます。

この条例の施行により、「手話は言語である」ということが広く認知されることを期待します。

昨年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されましたが、全国的に残念な事例もあり、私たちの社会参加はまだ十分ではありません。

「さかい聴覚障害者防災ネットワーク」も結成 3 年目を迎え、近年、甚大な被害をもたらす自然災害が連続していることを考えると、この取り組みの重要性を感じます。

堺市がめざす“だれもが住みやすい安心・安全の街づくり”を実現していくためにも、当事者の意見を聞いていただき、聴覚障害者施策を進めていくことを切に願います。

つきましては、下記のとおり陳情書を提出いたします。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」が制定されました。「施策の推進方針」を具体化するために、当事者の意見を反映させてください。
2. 「障害福祉計画」策定にあたっては、聴覚障害者および手話関係者の実態や意向を堺市として十分把握したうえで、その意見を反映させたものにしてください。
3. 聴覚障害者福祉制度を進めるときは、事前に堺市ろうあ者福祉協会と相談してください。
4. 災害時、聴覚障害者情報提供施設が聴覚障害者、盲ろう者への情報保障と安否確認などに対応できるようにしてください。
5. 大規模災害に備えての防災対策をさかい聴覚障害者防災ネットワークと連携しながら進めてください。聴覚障害者防災マニュアル、聴覚障害者の避難用グッズ（ビブス、バンダナなど）を作成してください。また、アンブルボードを各区役所に設置してください。
6. 警察署への緊急連絡時、消防署のFAX119番と同じようにFAX110番で送信できるようにしてください。
7. 大阪労働局に対し、堺市内のハローワーク（公共職業安定所）に手話通訳者を常勤させるように、要望してください。
8. 堺市職員の手話講習会を開催してください。その講師は堺市ろうあ者福祉協会に依頼してください。
9. 視覚・聴覚障害者センターの登録手話通訳者派遣コーディネーターを二人体制にするとともに職員を補充してください。
10. 手話通訳派遣事業は養成、試験、設置、派遣を一貫して担うべきです。堺市の登録試験は、視覚・聴覚障害者センターが責任を持って実施してください。
11. 登録手話通訳者派遣及び、堺市の主催する行事等の登録手話通訳者の派遣は、堺市の責任で実施してください。その他民間団体主催の行事に聴覚障害者が参加しやすいように、堺市の登録手話通訳者を派遣してください。
12. 登録手話通訳者が、頸肩腕障害を発症した場合、補償をしてください。
13. 登録手話通訳者は、病院や集団の場所に通訳に行くことが多く、病気に感染するリスクが高いので、予防の対策をしてください。また、業務で病気にかかった場合は補償をしてください。
14. 現在行われている「手話通訳者養成講座」を引き続き実施し、内容を充実させてください。
15. 登録手話通訳者の研修回数を増やし、昼夜同じ内容で開催し、スキルアップできるように努

めてください。

16. 登録手話通訳者を派遣する時は、ろうあ者が理解でき、ろうあ者の手話を読み取れる手話通訳者を派遣してください。
17. 聴覚障害者講師及び、健聴者講師の研修費用を補助してください。
18. 視覚・聴覚障害者センターの開所時間は午前9時～午後5時30分ですが、働いている人も利用できるように午後9時まで延長してください。また、ろうあ者が安心して暮らせるように日曜日も開所してください。
19. 堺市立健康福祉プラザまでの送迎バスを運行してください。
20. ろうあ者が安心して利用できるように堺市立健康福祉プラザの職員は手話で対応してください。
21. 各区に設置された障害者基幹相談支援センターに、聴覚障害者相談員と連携するのではなく、別に手話で相談できる人を配置してください。
22. 各区の聴覚障害者相談員の説明がわからないまま帰るろうあ者が時々います。ろうあ者が理解できるまで、ていねいに説明してください。
23. 堺市の相談事業で訪問相談（アウトリーチ）を実施しています。聴覚障害者相談員が外出している時、区役所は不在になりますので、聴覚障害者相談員を正職員で複数にしてください。
24. 生活相談員（ピアカウンセラー）に聴覚障害者を採用してください。
25. 区役所の各窓口到手話のできる職員を配置してください。各区役所保健福祉総合センターの窓口にも、聴覚障害者相談員のほかに手話で対応できる職員を至急配置してください。
26. 北区（新金岡市民センター）、南区（泉ヶ丘市民センター）には障害者が専用に利用できる施設がありますが、他の区にはありません。障害者の拠点となるように、障害者が無料で専用に利用できる施設を各区に整備してください。
27. 堺市内の各々総合病院に手話通訳者を設置してください。聴覚障害者が安心して受診できるように指導してください。
28. 堺市の責任で特に医療関係者を対象に、手話講習会を病院内でできるように指導してください。
29. 病院に聴覚障害者が入院した時、24時間必ず情報保障や意思疎通を確実にしてください。
30. 聴覚障害者が利用できるFAXを設置し、予約の変更や緊急時の診察依頼が行えるようにしてください。
31. 聴覚障害者のための手話通訳・字幕つきテレビ番組を増やすように、堺市として各テレビ局に働きかけてください。特に緊急時の情報提供には、すべてのニュース番組に、また、コマーシャルに手話通訳・字幕をつけるように働きかけてください。
32. 高速道路での緊急事態にFAXまたはメールで対応できるようなシステムを作るように、各

- 高速道路会社に働きかけてください。
33. 今ある老人ホームにろうあ者のための設備（ランプ、パイプなど）を作ってください。そして、手話でコミュニケーションが取れる職員を養成、採用するように指導してください。
 34. 七区役所の基幹型包括支援センターに手話でコミュニケーションができる職員を採用してください。
 35. 堺市総合福祉会館の冷暖房費用を無料にしてください。
 36. 堺市総合福祉会館2階堺市民活動サポートセンターのロッカー・メールボックスを無料で利用できるようにしてください。
 37. 堺市内の重複障害者の最新の实態調査を行ってください。その結果をふまえ、ろう重複障害者の具体的な生活実態を把握し、必要な援助を行ってください。また、手話のできる身体障害者、知的障害者ガイドヘルパーを養成・派遣してください。
 38. 日常生活用具（屋内信号灯、聴覚障害者用屋内信号装置、火災警報器）は、現在、「聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯」と規定されているが、聴覚障害者が居住するグループホーム・ケアホームでも整備できるように、堺市独自の補助制度を設けてください。
 39. 堺市の登録手話通訳者を対象に盲ろう者のための養成研修を実施してください。（移動支援、触手話など）
 40. 盲ろう者に合った内容で派遣制度を作ってください。
 41. 盲ろう者が安心して活動できるように制度を充実させてください。
 42. 自力で外出が困難なろう重複障害者のための「移動支援」について、公共機関の交通費や市内公共施設を利用する際の移動支援従事者の費用負担を軽減してください。（例：チケット制にする）
 43. 手話ができるガイドヘルパーが少ないため、堺市に住むろう重複障害者は、移動支援を受けることが困難です。聴覚障害に理解のあるガイドヘルパーの人材確保が必要です。手話ができ、聴覚障害に理解のあるガイドヘルパー養成を堺市が率先して働きかけてください。
 44. 堺市内の重度重複聴覚障害者が地域で自立して安心して暮らせるように生活の場（グループホーム・ケアホームなど）の整備と運営に対して助成を行なってください。
 45. 聴覚障害者・ろう重複障害者の自力通所での福祉施設利用者に対し通所交通費の補助制度を創設してください。また、盲ろう者が堺市内に通う場所がなく、大阪市まで通所をしていますが、交通費の負担が大きいため、通所交通費の補助制度を別に作ってください。
 46. 堺市が策定した、「長期計画」の数値目標を早期に達成し、その上で実態に即した施設の整備を行ってください。また、重度重複障害者や家族が安心して利用、相談できるように、聴覚障害者に適応した専門性のある施設を整備してください。
 47. ろう重複障害者が堺市内のショートステイをもっと利用できるように、手話のできる聴覚障

害に理解のある職員をショートステイ施設に配置してください。ショートステイ施設の職員には、手話だけでなく聴覚障害について学ぶ場を作ってください。

48. NPO 堺障害者団体連合会への助成金を復活してください。また、堺市ろうあ者福祉協会が採用している事務員の人件費への補助をしてください。

建設委員会審査分

49. 各駅のホームや列車内に列車の運行状況や緊急事故の発生が聴覚障害者にもわかるように、電光掲示板の設置と活用を JR・各私鉄に働きかけてください。

50. 最近、駅が無人化され聴覚障害者は大変困っています。すべての駅に人を配置してください。当面の間、聴覚障害者が対応できる方法を考えて、JR・各私鉄に働きかけてください。

51. すべてのバス停に、屋根を取り付け、バスの運行状況がわかるように、ソーラー式電光掲示板をつけ、暗闇でも停留所の場所がわかるようにしてください。

文教委員会審査分

52. 堺市内の図書館や小、中学校、高等学校の図書室に手話の辞書、手話関係の本や DVD を置いてください。

受理年月日 平成 29 年 7 月 31 日



保育施策等について

陳 情 者 堺市北区

いづみ保育園保護者会

会長 大 森 のぞみ

全国福祉保育労働組合大阪地方本部コスモス分会いづみ保育園班

班長 寺 内 直 子

陳情の内容

「子育てのまち堺」を掲げ、日々ご奮闘いただきありがとうございます。

待機児童問題をはじめ、保育士の処遇について取り上げられることが増え、私たちの労働環境、子育て環境に多くの人が関心を示すようになりました。

いづみ保育園でも保育士の処遇の改善を求め労使で積極的に検討し、長く働き続けられる保育園をめざして取り組んでいます。子どもたちの憧れの職業であった保育士を夢見てもらいたいと願います。ともに「子育てのまち堺」「笑顔日本一のまち堺」に近づけていきたいと考え、下記の内容を陳情いたします。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 任意で行っている予防接種を無料化してください。

保育園は0歳児から集団で過ごしており、感染症にかかりやすく、またひとたびかかると急速に広がります。

法定伝染病などの予防接種は無料ということもあり意識して各家庭で受けていますが、ロタウイルス、おたふくかぜ、インフルエンザなど任意のワクチンは高額な接種料のため、受けたくても受けられない家庭が多いのが現状です。また、感染率が高く、ワクチン未接種の場合、重篤な合併症を引き起こすこともあります。保育園など子どもたちが集団で過ごす場ではハンディキャップをもつ児も在籍するため、ワクチンの普及のための支援は重要になってきています。

また、定期となったワクチンも水ぼうそうなどは接種期間が決まっており、体調などで受ける機会を失うことのないよう、接種期間を延長してください。

予防接種を受けることにより、子どもたちの安全が守られ、安心して集団生活がおくれるよう更なる無償化を願います。

2. 乳幼児医療費を無料にしてください。

堺市独自の制度として、医療費助成期間を高校卒業まで引き延ばし、無料にしてください。

3. 保育認定区分を撤廃してください。

保護者の労働実態などで、子どもたちの保育時間を分けるような保育時間認定は、堺市独自に撤廃してください。

4. 虫よけ対策のための補助をして下さい。

近年、デング熱やジカ熱のように、蚊によって媒介される感染症が報告されています。保育園でも虫よけ対策を講じる中で、蚊の忌避剤や虫刺され後の塗布薬など購入し対応しています。しかし、まだ十分動けない乳児クラスでは薬剤を使用する限界や、子どもの体への影響をはじめ、妊産婦、これから結婚や出産を控える女性職員などへの健康被害も心配されるので、毎年堺市から無料の薬剤をいただき対応するなど、慎重な対応を行っています。

ただ、蚊避け薬剤も保育園では大量に購入しなければならず、それ以外の環境整備（すだれの取り付けなど）も含め、費用の負担が大きくなっています。夏の虫よけ対策に対する補助を検討して下さい。

5. 保育料を無償化してください。

今年度から第3子の保育料が無料になり多子世帯の負担が軽減されて喜んでいます。ただ、3人以上の子育てをしている家庭は少数で、1人目、2人目の子育て中の家庭でも家計は決して楽ではありません。第1子からの保育料の無償化を実現してください。

6. 病児保育の施策を充実させてください。

堺市の病児保育施設は少しずつ増え大変うれしく思っている一方、待機児童や保育施設が多い北区では、病児保育室の予約がとれない状況がおこっています。特に感染症が広がる時期は予約が取れず困り果てている方や、遠すぎて利用できないと悩んでいる方がいます。

いづみ保育園のある新金岡地域では、必要にせまられて保護者が自主運営する堺市で最初の病児保育施設がありました。北区では区に一か所ではなく、複数の病児保育施設が必要です。特に教育・保育施設が密集する新金岡地域にもつくってください。

今年度、訪問型の病児保育サービスもはじまりますが、ファミリーサポート的な預かり方や、保育する方の専門性について不安を感じています。病状の変化が大きい病児保育は小児科や保育園に併設し、専門性を持った職員がその保育にあたるよう検討しなおしてください。

7. 常勤の保健業務専任の看護師配置を基本とした予算計上をして下さい。

産休明けから就学前まで長時間集団で過ごしている保育園で、乳幼児の健康管理・安全衛生を守るためには、積極的な保健活動が必要です。

子どもの健康診断のフォローや、各種検査、アレルギー児の管理、ケガや事故の対応、また保護者への啓発活動など、多岐にわたる看護師の保健活動は保育現場に入りながら行える内容ではありません。フルタイムの保健業務を専任で任せられる看護師の配置ができるよう堺市独自の制度をつくり、予算を計上して下さい。

8. アレルギー対応加算をしてください。

いづみ保育園は41年前の開園以来、食育を大切にと園の方針を定め、産休明け児の保育をふくむ0歳児クラスの離乳食からアレルギー除去食まで、独自に献立を作成し一貫して手作りの給食を提供しています。

昨今、食物アレルギーを持つ児は増加しており、内容も複雑でかつ重症の子どもも増えています。給食やおやつ調理過程も複雑で、万が一誤食があれば命の危険にさらされることがあります。アレルギーのある子どもが安心して食べることができるよう安全な食材を取り寄せて対応していますが、食材や消費税増税、原材料の高騰などで価格も高騰しています。安心して対応ができるよう、アレルギーの内容によっては食材分の補助や調理過程での混入を防いだりするための人の配置も含めた補助の検討をして下さい。

9. 兄弟姉妹が同じ保育園に通えるよう配慮してください。

兄弟姉妹で別々の保育園へ預けざるをえない家庭を見受けます。今年は第3子の出産後、きょうだい同じ園に入園できず、仕事復帰の目途が立たないため、職場へのうしろめたさを感じながら子育てをしている人がいます。

また、別々の園になれば毎日の送迎、特に雨天時の送迎はとても大変なこと、行事への参加など、仕事のやりくりがうまくいかないことも増え、本来楽しく思えるはずのことが、忙しい仕事との間で負担に感じてしまいます。兄弟姉妹が優先的に同じ保育園に通えるような配慮をしてください。

10. 保育士の専門性にみあった、堺市独自の人材確保と処遇改善をして下さい。

現場では、子ども達の生活において、一人一人に対する支援や、個人的配慮が必要な子どもの支援をおこないながら安全も守っていくために努力しています。楽しい仕事のはずですが、保育士離れが社会的現象にあるように、多様なニーズにこたえる専門性や業務の多さに見合わない賃金の低さをはじめ、日々の過重労働が人材不足に拍車をかけ続けてきた一因でもあると考えています。

様々な支援や研修、報告・記録などを時間内に終える事ができるだけの職員配置にしてください。

またこの間、家賃援助、就職支援事業など様々な施策も発信されていますが、堺市独自に教

育・保育現場で働くすべての職員が同じ制度を受けられるよう中身を改めてください。そして働き甲斐のある給与保障、経験年数に比例した賃金の保障ができるような仕組みが構築されるよう、堺市からも強く国へ働きかけて下さい。

11. 退職手当共済制度をなくさないでください。

社会福祉法が改正され、高齢事業に続き、障害者支援施設、障害福祉サービス事業への退職共済の公費助成が削減され、次は保育所か、と懸念しています。

先日、厚生労働省が出した「子育て安心プラン」の「6つのパッケージ」の中で「保育士の退職手当共済制度の継続検討」が明記されました。

退職手当まで削減されては保育士の処遇をよくしていこうという流れとは反対に、人材不足に拍車をかけることとなります。保育士の処遇改善のため、人材不足解消のためにも、堺市からも継続にむけて強く働きかけて下さい。

12. 安全確保のための安全保安員を配置必置義務と予算を計上してください。

人災によって命を奪われる施設事故の報道をはじめ、豪雨・地震などの天災の被害が後を絶ちません。

いざという時、自分一人では身を守ったり、避難したりすることが不可能な乳幼児が保育園にはいます。より確実に子どもの安全を守れるよう、安全保安要員を雇用できるだけの予算を計上して下さい。

文教委員会審査分

13. 大学に至るまでの教育費を無償化してください。

子どもひとりにかかる教育費を確保する見通しがたない家庭が増え、年間出生数が初めて100万人を割り込んだとニュースにもなりました。親の経済格差がそのまま子の学歴格差に結びつく現状があり、産み控えなければ生活が成り立たないからです。

日本の未来をつくる子どもたちが、平等に教育を受けられるよう大学に至るまでの教育費を無償化してください。

14. 共働き世帯やひとり親家庭も利用しやすい放課後児童対策を行ってください。

放課後児童対策は少しずつ利用しやすく整備していただき、働く保護者にとって大変助かっています。

ただ、利用料は他市に比べて高く、利用が必要な家庭であるにもかかわらず、子ども一人で留守番をさせている状態があります。生活実態にあった利用料の設定にして下さい。

受理年月日 平成 29 年 7 月 28 日

北区の文化ホールについて

陳 情 者 堺市北区

北区・区民文化ホールをつくる会

代表 佐々木 洋 子

北区に区民文化ホールを建設して下さい。

陳情の内容

堺市は、政令指定都市となって10年がたちました。いま、そのもとで指定都市の権限を大いに生かし、都市内分権を推進して各区ごとに区民参加で「区民評議会」がつくられ、区ごとの特色あるまちづくりが進められようとしています。

ところで他の区にあって、北区に無い施設があります。それは、区民文化ホールです。堺市はこれまで北区には、じばしんホールがあることを理由にしていました。しかし、それは区民のための集会・文化施設ではありません。区民が文化と暮らせる「場」として必要なのは、北区では区民文化ホールの建設です。

今回の北区まちづくりアンケート調査結果にも、「文化と学習を身近に楽しめるまちづくり」を挙げた区民は多数となっています。

これまでも北区では、地域住民自らが手づくりで「愛と平和のコンサート」を行い、200人を越す参加が続いてきました。同時に、市議会にも1991年より何度も陳情を提出してきています。市の回答は「第3次堺市総合計画のなかで検討していきます」というものでした。都市内分権で北区のまちづくりを推進する今こそその時期ではないかと私たちは考えています。毎年、北区区民活動支援コーナーでも、多様な文化活動が交流されてきています。こうした区民の文化活動の「場」を、さらにより良い施設と環境で保障することこそ、市民に公平・平等の施策を進める行政の責務ではないでしょうか。

以上の思いから、北区内で芸術・文化等の表現活動をしている12名の呼びかけ人を始め、北区各校区自治会有志の方々の協力で要望署名を集め、計1,726名分の要望書を、7月28日、吉田功北区長と竹山修身市長に提出致しました。

そこで、今回、同趣旨をもって、市議会に陳情致します。

<陳情事項>

北区に区民文化ホールを建設して下さい。

受理年月日 平成 29 年 7 月 28 日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区

桃山台の暮らしを考える会

代表者 山 中 孝 夫 他 2,077 名

桃山台循環バス再開の陳情書

陳情の内容

泉北ニュータウンもまち開き以来約 50 年、ここ桃山台も 40 年をこえ、高齢化がすすみ「梅・美木多駅まで歩けない」「買い物にも行けない」「病院にも行けない」等々、今後日常生活に支障をきたす人々の増加が予想されます。利用者が少ないことを理由で廃止された桃山台循環バスは切実な願いです。

<陳情事項>

廃止された桃山台循環バスを再開し、泉ヶ丘まで運行してください。

受理年月日 平成 29 年 7 月 31 日



小学校学級編制等について

陳 情 者 堺市堺区

堺市立英彰小学校 4 年生保護者有志一同

代表 河 原 和 世

西 田 晶 子

高 森 瑞 穂

小学校のクラス定員数について

陳情の内容

現在堺市の小学校のクラス定員数は、支援学級の児童を含めず 38 名となっています。堺市は『子育てのまち堺』と力を入れて頂き、法律で定める定員数 40 名より少ない人数でのご対応本当にありがとうございます。

現在英彰小学校 4 年生の児童数は 86 名在籍しています。そのうち支援学級の児童は 9 名ですので、3 クラスでスタートすることができました。しかし今後一人でも転校及び支援学級に入ることになると 2 クラスになってしまいます。また支援学級の児童は国語と算数の授業のみ支援学級で学び、それ以外の教科はクラスと一緒に授業を受けていますので、ほとんどの時間 40 名以上で授業を受けることになります。

この学年は昨年トラブルが多く、話し合いや自習の時間で授業が中断・遅れる事が何度もありました。また担任が学級内の混乱で休職を繰り返す事例も発生しました。

この学年が 2 クラスになった場合に、本当に授業がしっかり行われるのか、トラブルがしっかり回避されるのかと考えます。

先生が目が一人一人に行き届かないが増えるのではないかと、勉強も難しくなっていくのに理解できないまま進んでいくのではないかと、担任の先生の負担も増えとても心配です。これから高学年になるにつれて身体も成長していくので教室が狭くなったり、教室によっては 40 名分の備品しか用意がなかったりなど、快適で充実した生活を送れないように思います。

保護者として子どもがいつでも安心して充実した小学校生活を送れるように願い陳情します。

<陳情事項>

クラス定員を支援学級の児童を含めて40名以下にしてください。

現在クラス定員は支援学級の児童を含めていませんが、実際には支援学級の児童はクラスで過ごすことが多くクラス定員に含むべきと考えます。

受理年月日 平成29年7月28日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会

代表 堰 口 良 太

百舌鳥小学校のびのびルームにおける超過密等への対策について

陳情の内容

百舌鳥小学校のびのびルームにおける過密の問題については、これまで何度も何度も堺市議会に陳情し、その解決をお願いしてきました。しかしながら、昨年7月のテレビ放送から現在に至るまでの現状を見ると、当局は議会からの「善処方」の要望にほとんど応えておらず、執行機関から議会が軽視されている、もしくは議会がこの問題に真剣に取り組むつもりがない、あるいは議会・執行機関の活動全体の中で陳情という制度自体が形骸化していると言わざるを得ません。

市民の代表者の集まりである議会が、保護者をはじめとした市民の切実な願いを受け止め、誠実な対応をされることを信じ、以下要望いたします。

<陳情事項>

1. 使用が制限される教室や位置関係上使用がほとんど不可能な教室および現実のにのびのびルームとしてほとんど使用された実績がない教室であっても、条例違反ではないといえるのか確認してください。

前回平成29年6月19日審査の陳情(以下、「前回陳情」と言う)への回答に「百舌鳥小学校のびのびルームについては、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に定める通りとされている基準を満たしております」とありましたが、共用教室の一つである生活科ルームは隣の3年生の教室が授業中であれば使用できず、またもう一つの共用教室である会議室はその位置関係からほとんど使用できていません。このように使用に制限がある、もしくは現実使用できていない教室であっても条例違反ではないといえるのはなぜなのか、その理由を確認して

ください。

2. 前回陳情について、「放課後子ども支援課によるのびのびルームの巡回も行っており、共用教室の適切な運用について運営事業者への助言を行っております」との回答がありましたが、「共用教室の適切な運用」とは具体的にはどういうことか確認してください。また昨年度当初から今年度一学期までの間に行われた巡回において、実際に行われた「運営事業者への助言」の内容とは具体的にどのようなものであったのか確認してください。

前項で示したように、共用教室は現実には使用を制限されている、もしくは実際に使用されていません。そういった状況で当局が考える「共用教室の適切な運用とはどういったものであるのか、私たち保護者には想像ができません。また、その適切な運用を実現するための助言については言うまでもありません。当局が考える「共用教室の適切な運用」とそれについての「運営事業者への助言」の内容を明らかにしてください。

3. 百舌鳥小学校ののびのびルームにおいて、指導員が委託契約の仕様書通りに配置されているのか確認してください。指導員不足が発生しているのであれば「支援の単位ごとに二人以上とする」と定める条例に反しています。現状が条例違反であることを確認してください。また、指導員不足が発生している原因を当局はどのように分析しているのか確認してください。

百舌鳥小学校ののびのびルームにおいては教室不足で子どもたちが詰め込まれ、そこから生じるけんかなどのトラブルや子どもたちの精神面のフォローが通常よりもより求められる状況にも関わらず、条例で定める指導員数が確保できていないと聞いています。これは運用事業者の努力で解決できる問題ではなく、指導員の労働環境、雇用条件など構造的な問題であると私たちは考えます。他のどんな事業よりも指導員という人的資源が大切であるこの放課後事業において、その質と量が確保できないのは致命的です。指導員の質と量が民間事業者において必要最低限のレベルですら確保できないこの事業は、そもそもその指導員市場も含めて民間事業者が十分に育っておらず、プロポーザルの前提が成立していなかったのではないかと考えます。当局がこの現状をどのように考えて、解決しようとしているのか確認してください。

4. 前項の指導員不足について、早急に指導員を確保する必要があるが、現在どのような対応を行っているのか確認してください。また、運営事業者任せではなく、事業主である堺市が利用者である市民に対して責任をもって、指導員を確保するよう求めてください。

一人一人の指導員の方々への負担が大きくなりすぎ、倒れる指導員も出てきていると聞いています。指導員不足は子どもたちの安全、成長に直結します。利用者である市民にたいして最終的な責任を負うのは事業主である堺市です。運営事業者任せではなく、堺市が責任をもって早急に指導員を確保してください。

5. 今回の百舌鳥小学校校舎増改築工事の機会を逃すと、専用教室の更新時期である20年後まで全学年対象ののびのびルームを実現することはできません。この機会に全学年対象ののびの

びルームを実現できる教室数を確保するよう求めてください。また、私たち保護者が市長・教育長に直接面会し、現在及び将来ののびのびルームについて懇談、要望する機会を設けるよう求めてください。

「第2期 未来をつくる堺教育プラン」には「就労支援事業である、のびのびルーム等の放課後健全育成事業を基本とした制度の統一化」と書かれており、全学年対象ののびのびルームの全校設置を目標としています。前回陳情についての当局からの回答にもあったように、百舌鳥小学校で5年後に2学級増えると予測されるなど、必要な教室数が減ることはなく、のびのびルームの共用教室として使用できる教室が増えることはありません。以上から、今回の校舎増改築という機会を逃すと、専用教室が耐用年数を迎える20年以上先まで全学年対象ののびのびルーム実施は不可能になってしまいます。この機会に教室を確保し、堺の教育プランの実現を図るよう求めてください。また、前回陳述に対する当局からの回答に「運営事業者や保護者の方々の要望等をお聞きしながら」とあるように、この大きな節目に実際の利用者の声を聞き、事業を進めるためにも私たち保護者と市長・教育長が直接面会して懇談し、要望を伝える場を設けるよう求めてください。また、その時期についても担当部局内での予算要求が始まる前、意思決定が行われる前に行うよう求めてください。

6. 百舌鳥小学校のびのびルームのエアコンが耐用年数を大幅に過ぎ、2年連続で夏場に故障が発生しています。早急に買い替えにより子どもたちの夏場の生活の安全を確保してください。

百舌鳥小学校のびのびルームの専用教室のエアコンは平成14年の新築時に設置されたものであり、故障が頻発している。特に頻繁に利用するA部屋は2年連続で夏場に故障が発生しており、今年も修理までに2週間以上かかる状態であった。夏場にエアコン無しでは熱中症等、子どもの命にかかわる。また、この部屋は電話やインターホンなど指導員と保護者が連絡をとるための設備が設置されており、他の共用教室との代替がきかない教室です。早急に買い替えを行い、子どもたち及び指導員の方々の安全を確保するよう求めてください。

受理年月日 平成29年7月31日



放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺市立五箇荘小学校のびのびルーム保護者会

代表 伊 藤 明 美

陳情の内容

日頃から、放課後児童対策事業にご支援いただきまして、ありがとうございます。

私たちは、堺市立五箇荘小学校のびのびルームの保護者会です。

今年度より堺市の放課後施策が大きく変わり、民間企業の参入で他校の保育環境が様変わりしつつある中、当ルームの保護者および指導員は、2年後に事業者選定が行われることに大変不安を感じております。のびのびルームは、働きながら子育てをする家庭や一人親家庭にとって、なくてはならない重要な場所であり、子ども達が穏やかに安心して、かつ安全に過ごせる場であるべきと考えています。

現在、当ルームでも専用2教室で定員80名に対し、140名以上の子ども達が、ぎゅうぎゅう詰めの状態で毎日を過ごしています。そして、共用教室を2部屋確保しているにも関わらず、現状は指導員が不足しており、全く活用できておりません。すべての子ども達が、ゆったりとした放課後を過ごせるように、また保護者が安心して働き続けられるように、以下の点を陳情します。

<陳情事項>

1. 国の省令に従い、支援の単位（利用児童40名以下）に対して指導員を2名以上配置し、開室時間内は、主任もしくは副主任のどちらかが必ず配置されるよう、堺市の責任で実施してください。
2. 国の省令に従い、希望する6年生までの子ども達が利用できるようにしてください。
3. 指導員の人材確保並びに研修を堺市の責任で実施してください。
4. 入所児童の単身世帯の補助を実施し、きょうだい減免をしてください。
5. 子ども達の健康を守るために、定期的にカーペットを清掃してください。
6. 平日に視察に訪れて、当ルームの現状を把握してください。

7. 子ども達の保育環境を維持し、守るために3年ごとのプロポーザル選定を廃止してください。

受理年月日 平成 29 年 7 月 31 日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
堺学童保育連絡協議会
会長 馬 場 光 義

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

学童保育事業は、年々ニーズが高まり、利用児童数が増加の一途を辿っています。堺市は運営主体であり、利用者と直接契約している以上、増加する利用者からのニーズに対応し、事業を発展させる義務があります。

昨年、教育委員会は利用者に対し、今までアンケート等意見を聞いた過去がないことを認めました。堺市は、利用者の声を反映することなく、利用者に対し納得できる十分な説明をしないまま運営事業者の選定方法を変更しました。その結果、子ども達、指導員は運営事業者を選ぶことができず、保育環境が変わり様々な問題を引き起こしています。利用者は、運営事業者とではなく堺市と直接契約を結び、堺市が委託した事業者が運営する学童保育を利用しています。堺市が直接契約している以上、利用者に対し説明責任を果たし、利用者の声を聴き反映させながら学童保育事業を発展させるべきです。

運営事業者が変わることにより、指導員や子ども達が放課後環境、保育内容の変化に対しストレスを抱えるルームもあります。指導員においては、国では処遇改善を目指しているにも拘らず、年間所得に関しては減少、雇用に関しては労働問題にまで発展しています。この事実があるにもかかわらず、振り返りを行わないまま、来年も堺っ子くらぶ 10 校に対し同様の事業者選定を行おうとしています。今一度、問題点を整理すべきです。

堺市は面積基準である 1.65㎡ / 人以上を遵守する為、共用教室を準備しています。しかし、場所の問題や、利用時間、使用目的に制限があり、使えない時間帯や飲食の時は、以前と変わらず子ども達は詰め込み状態で過ごしています。これは、国が規定する学童保育の場に即していません。そして、利用者ニーズの高い夏休みの長期休暇中の利用を希望しても待機が発生します。また、入所

定員数は利用率を加味することになりました。その結果、日によって定員数を超える子どもたちが学童保育を利用することがあります。現状を踏まえ、抜本的な見直しが必要です。

また、子ども達の成長、発達には指導員が不可欠です。しかし、どの事業者を見ても指導員の確保が困難な状態です。原因は、指導員の低賃金雇用です。他業種と比べても明らかに低く、長期間働く指導員を集めることは困難です。国は指導員に対し、処遇改善・キャリアアップ事業に予算を編成していますが、堺市は利用しません。指導員の処遇を充実させ、長期間子ども達とかかわる指導員が集まる環境整備が、「放課後児童クラブ運営指針」に示された長期的に安定・継続した雇用に繋がります。

堺市は行政の立場であり、学童保育事業の実施主体である以上、すべての児童が公平に市の事業が受けられるよう保育スペースの確保、保育環境の充実、事業の発展が義務であり、市民に対し情報を提供すべき立場です。より良い事業に発展させることはできません。今の方法では保育の質が下がり、児童福祉としての目的からかけ離れたものになってしまいます。堺市はすべての利用者に、事業を受けられる環境を整備してください。

堺市が標榜する「子育てのまち堺」を実現し、魅力ある学童保育事業を充実させ、子ども達の放課後の生活を豊かなものにし、保護者が安心して子どもを預けて働くことができる都市となることを願い、以下のことを陳情します。

<陳情事項>

1. 子ども達の放課後生活を豊かなものにし、保護者が安心して子どもを預けて働ける「子育てのまち堺」を実現するために、堺市の放課後児童健全育成事業の予算を拡充してください。
2. 面積基準である 1.65㎡/人以上を遵守した上でのびのびルームに入所を希望するすべての子どもを、受け入れてください。
3. 利用制限のある共用教室では、国が規定する条件を満たしていません。支援の単位毎に子ども達の健やかな放課後生活の場として、専用の施設（教室）を確保してください。
4. のびのびルームは、1校区に常勤の責任者として1人の主任指導員を配置し、利用児童数に応じた人数の指導員を配置するのでは、組織が大規模化します。支援の単位毎に常勤の放課後児童支援員を配置し、それぞれの単位毎に運営してください。
5. 子ども的人数を、利用率（利用日数/6）を加味した人数ではなく、申し込んだ子ども達すべてが入室しても対応できる施設、指導員配置を確保してください。
6. 指導員の処遇改善に国の予算を確保し、放課後児童支援員を長期的に安定して雇用するために、支援員の処遇を充実させてください。
7. 指導員の最低賃金の上昇に対応し、契約後の事業者に対し補助を行ってください。
8. 堺市は総価契約で事業委託しているから不要としていますが、利用者は直接堺市と契約を結

んでいる以上説明責任があります。運営事業者の監査を利用者任せではなく、堺市が責任を持って運営事業者に対し事業収支決算を含めた運営情報を収集し、監査、評価してください。

9. 教育委員会は、利用者、指導員に対し今年度中にアンケート調査を実施し、事業の現状を把握して事業内容の改善に反映させてください。
10. 待機児童対策として、民間事業者に補助金を出して誘致するのではなく、現在の事業を充実させ待機児童を出さないようにしてください。
11. のびのびルームは、子どもとの安定的、継続的なかわりが重要です。堺市だけでは限界として民間の力を利用するのではなく、堺市が責任を持って直接運営をしてください。

受理年月日 平成 29 年 7 月 31 日



放課後施策について

陳 情 者 堺市東区

堺市立八下西小学校のびのびルーム保護者会

会長 野 村 千 絵

八下西小学校 (東区) のびのびルームでの保育の継続に対する陳情

陳情の内容

1 要旨

本年度からの、のびのびルーム管理運営事業者選定方式の変更に伴い、運営事業者が選定されて以来訴え続け、また説明を重ねてきたにも関わらず、当ルームに於いて長年培われ引き継がれてきた、利用者である子ども達と保護者にとって良質の保育とその保育環境が著しく損なわれました。(問題点(1)~(4)参照)。事業主としての責任の元、早急な改善ならびに従来通りの保育に復旧して頂きたく、ここに陳情致します。

尚、前述の通り、本件は当東区の運営事業者が選定されて以来、保護者が事業主である堺市に対し提議・要望し続けてきた問題であります。これまでと同様の何の改善にも繋がらない回答ではなく、真摯なご対応をお願いいたします。

2 問題点

事業者選定方式の変更及び選定に係る構造的な問題並びに運営事業者の抱える問題等により、次に挙げる様々な問題が生じております。これにより、当ルームでは子どもたちが深刻なストレスを抱え、また保護者はこれまで通り安心して子どもを預け就労する事が難しくなっています。

(1) 運営事業者選定における問題

- ① 制度変更前に説明の場を設け、理解を求める過程がありませんでした。
- ② 管理運営の委託先を選定する際に、利用者の意見が全く反映されませんでした。

(2) 指導員の継続における問題

- ① 当ルームにおいては、平成 29 年 4 月の運営事業者変更時、長年勤務し、子ども・保護者共に信頼していた主任指導員 A が、運営事業者の独断により継続勤務できず、運営開始当

初より子ども達および保護者に多大な不安を与えました。

- ② 質の高い指導員、また、子ども達が信頼できる指導員の配置について、事業主である堺市が影響力を行使できない制度となっています。

事業主である堺市は、運営事業者に対し、保育の継続のため指導員が引き続きルームで従事できるよう働きかけていました。これは堺市としても指導員の継続の必要性を認識していたからですが、指導員の配置に関して影響力を行使できない仕様書となっているため、運営事業者が当該主任指導員 A を雇用しない旨決定したことに対し、何の手立てを講じることもできませんでした。

- ③ 保育の在り方、特に指導員の継続について、運営事業者が利用者の声に耳を傾けません。主任指導員 A をはじめとする指導員が継続して当ルームで勤務できるよう、運営事業者の決定以来事業者及び堺市に対し何度も要望、嘆願したにも関わらず、主任指導員 A の継続勤務に関して利用者の意見は一切聞き入れて貰えませんでした。
- ④ 主任指導員 A を雇用しないことについて事業者の説明を求めると、その理由の一切が説明されないままでした。ルームの当事者である我々利用者が、当該主任指導員 A を雇用しない理由について事業者に繰り返し説明を求めたことに対し、運営事業者は現在に至るまで一切説明を行っていません。

(3) 運営事業者変更後に配置された主任指導員 B の保育による問題

- ① 平成 29 年 4 月に新たに配置された主任指導員 B は、信頼関係を形成しないまま子ども達を統制しようと、数多くの禁止事項を設けるとともに、大声や乱暴な言葉遣いで力関係によって子どもを支配する保育を行いました。

威圧的・強制的な指導により、多くの子どもが恐怖や反発を感じ、子ども達の放課後の居場所が失われることとなりました。のびのびルームに行きたがらない子どもが複数生じ、結果として退室する子どもがいるなど大きな混乱をきたしました。運営事業者から「主任指導員 A の代わりに充分なり得るべき人材である」と聞かされていた当該主任指導員 B は、5 月のはじめから急な長期欠勤の末退職し、運営開始二ヶ月を待たずして主任指導員が交替せざるを得なくなりました。

- ② 不適切な保育に関し、運営事業者として指導監督を怠っています。

上記①の保育内容について保護者から運営事業者に改善を求めましたが、主任指導員 B に対して何の指導も行われませんでした。これに対し、堺市は運営事業者へ

「(ア)子どもが安心して過ごすことができ、子どもの人格が尊重される運営ができるような指導員の言動にすること

(イ)活動内容は子どもの気持ちに寄り添ってなされ、命令的・強制的な言動をしないこと

(ウ)事業者は保護者からの相談に対し迅速に対応すること」という指導を行っており、放課

後児童クラブ運営指針（以降「運営指針」とする）において育成支援の基本とされる事項について、指導が必要な状況だったということは明白です。

③ 引継ぎと堺市の巡回による、保育の継続の限界

堺市は運営事業者変更の際、引継ぎによって保育の継続は可能としてきました。しかし、堺市が事業者間の引継ぎの完了を確認したにも関わらず、実際には運営事業者変更後に従来の保育が継続されることはありませんでした。

また堺市は、運営事業者が変更となり、主任指導員が変更された当のびのびルームに対し、平成29年4月以降重点的に巡回を行い現地確認をとってきましたが、保護者からの要望を受けるまで不適切な保育に対し指導を行うこともなく、従来の保育が継続されるよう調整することはありませんでした。

以上のことから、従来の保育の継続は単なる引継ぎでは不可能であること、また巡回による現地確認が行われたとしても、従来の保育を継続させる力を持たないことは明らかです。保育を継続するためには、新たな改善策が必要です。

(4) 指導員の配置人数における問題

① 平成29年4月より、当ルームでは、しばしば規定の指導員配置に満たない人数の指導員により保育が行われていました。受託事業者として名乗りを挙げておきながら、こういった基本的要素が充足されていない事業者を選定することについて異議があります。

② 当ルームの指導員ではない、コーディネーターや他ルームの指導員が日替わりで指導員として配置されているため、子ども達が落ち着いて保育を受けられません。これは「当該ルームの指導員でなくても指導員の人数として数えることが可能である」という現制度の不備によるものです。

③ 運営事業者の本部職員が、主任・副主任の代わりを務めています。

仕様書では、「業務の実施時間内には必ず主任指導員もしくは副主任指導員のどちらか1人を常時配置すること。」となっていますが、当ルームでは主任も副主任も勤務できない時間帯について、運営事業者の統括責任者が「その時間帯だけの副主任を務める」と申し出、堺市もこれを了承した、と事業者より聞いております。当該規定は「実施時間内には、常にルームの責任者がルームの管理運営にあたること」との趣旨だと思われそうですが、子どもたちの日常に関わっていない人物が「その時だけの副主任」が務まるのでしょうか。堺市自らが仕様書の規定を形骸化しています。上記①、②について、堺市は運営事業者に対し、「支援の単位数に基づく指導員数と加配児童の出席に応じた指導員数の配置を規定時間内において行うことと、急な場合を除き、コーディネーターは指導員数にいれないことを基本とする」と指導を行いました。しかし、「当該ルームの専属の指導員が保育にあたる」旨を仕様書に規定していれば、②、③のような事態は起こらないはずで

また、3組織、100人近い子どもに対し、主任・副主任各1名でよいとの規定がこのよう
な事態を招いており、少なくとも支援の単位数に応じた数の副主任（または准主任）が必要
です。

3 のびのびルームの在り方

放課後事業としての「のびのびルーム」に求められるもの、それは学力の向上や規律性では
決してなく、先ず優先されるべきは、運営指針にもあるように、「放課後、家庭の代わりとし
ての子どもの居場所」です。そこには年齢の違いがあり、個性があります。家族としてのルー
ルを持ちつつ、それぞれに安心して寛げる場所である為には、その日常に携わる指導員には柔軟
性が求められ、子ども達との間に家族同様の信頼関係が必要となります。

前年度までの当ルームでは、学校の授業が終わり、「ただいま」と笑顔で子どもが駆け込
み、「おかえり」と迎えてくれる笑顔にホッと安堵し、色んなことを話し、聞き、一緒に悩み
考え、取り組み、子ども同士ケンカする中でお互いを認め合うことを学び、時には不満をぶつ
けることで心の安定を取り戻し…。夜になって迎えが来ると、また明日も会えることを楽しみ
にするような、そんな暖かい、本当に当たり前大きな一つの家族のような場所でした。保護
者は、そういった居場所を作り上げ、守り続けてくれている指導員の先生方にとっても感謝して
いました。

4 指導員の継続勤務の重要性と現制度の問題点

保育の質と環境を維持しようとした時、指導員が誰（どのような人物）であるかという事が
最重要事項の一つです。のびのびルームのような「家庭」としての居場所では、学校のような
枠がないため、指導員は子どもとの信頼関係を長期間かけて個別に形成し、その信頼関係に基
づき保育を行う必要があります。更に、個別の成長・発達に応じた関わり合いを持つとともに、
各家庭の事情や子どもを取り巻く状況を理解したうえで保育を行うことが重要となります。

このような保育を継続するためには、事業者が変更しても指導員が引き続き従事できる制度
が必要となります。しかし現在の制度では指導員の継続勤務は保証されていません。また、3
年ごとに事業者選定があり、そのたびに指導員が変わってしまうことが起こりえます。選定方
法と委託契約の在り方、更には、仕様書の内容を是非とも見直して頂く必要があると考えま
す。

なお、当ルームでは新年度開始4か月を過ぎた今も、全利用世帯と子ども達の殆どが「前年
度までの主任指導員であったA先生を戻してほしい」と求めており、この結果は署名として
改めて提出させていただきたいと考えております。

5 運営事業者選定制度の抱える構造的な問題

本年度は、東区のにのびのびルームについて運営事業者の変更があり、当ルームにおいては一

学期の終わりを待たずに、2に記載した通り数々の問題が起こっています。しかしこれは「単に1ルームだけで起こっている些細な出来事」ではなく、堺市が導入した事業者選定制度の欠陥により引き起こされた構造的な問題です。この制度の改善を図らない以上、いつこのルームで同様の問題が起きてもおかしくはありません。事業主である堺市に速やかな対応を求めます。

なお、指導員の確保については、運営事業者は堺市との契約後に人員確保を行うこととなりますが、指導員の継続勤務が不確定な制度である以上、この限られた期間に於いて、全ルームの指導員との面談交渉、指導員数の充足の為の人材確保等を全て新事業者が行っていくことは困難であり、結果として指導員不足の状態での運営開始という事態を招いてしまいます。また、3年毎に、この状況は繰り返されてしまいます。

我々利用者は、堺市に子どもを預けているのであって、一方的に突然変更された運営事業者との間に、その信頼関係は存在しません。学童保育事業について、いま一度、本当の意味でのご理解を頂き、その制度の在り方について抜本的改善を行ってください。

<陳情事項>

1. 堺市は運営事業者変更の際、「業務の引継ぎにより運営事業者変更後も従来通りの保育と環境が継続される」と約束していたにも関わらず、その言葉が守られることはありませんでした。運営事業者変更後、放課後に子ども達が安心して過ごす生活の場の環境が著しく害され、のびのびルームでの子どもの居場所が失われたことなど、大きな問題を引き起こしていることについて、引継ぎと巡回による現地確認以外の方法で、改善に向けてどう対処して頂けるのかご説明をお願いします。(※問題点(3)-③参照)
2. 保育の継続には、指導員が変わらず従事できることが非常に重要なため、事業者が変更しても、これまで通り指導員が同じルームで安心して勤務できるよう仕様書に明記してください。
3. 支援の単位数に基づく指導員数と加配児童の出席に応じた指導員数の配置を行うことが出来ない事業者を、運営事業者として選定しないでください。また、指導員には当該ルームの専属の者をあてるよう、仕様書に明記してください。
4. 仕様書の見直し・改善にあたっては、利用者の声を反映できるよう、予め担当部署と利用者との協議の場を設けてください。
5. 本年度より導入された選定方式について、この変更により何の利点、或いは、意義があるのかという点について、ご説明ください。
6. 事業者変更によって、八下西のびのびルームから、平成28年度までの主任指導員が去らなければならなくなりました。主任指導員を八下西のびのびルームに戻してください。

受理年月日 平成29年7月31日



放課後施策について

陳 情 者 堺市堺区

錦西小学校のびのびルーム保護者会

代表 岸 本 篤 信

「のびのびルーム」について

陳情の内容

「錦西小のびのびルーム」では全校生徒の約3人に1人の割合で利用人数が増加しており、スペースの確保と指導員の先生方の確保が必要になってきておりますので、実態に合わせた積極的な改善をお願いいたします。

<陳情事項>

1. 雨天等で外遊びができない時に体育館を使用できるようにして下さい。

雨天の日に外で遊べない場合は体育館利用もできないため、廊下や階段まで使って遊んでいる状態です。子どもたちの安全確保のためにも、体育館が使えるようにして下さい。

2. 夏休みにプールが使えるようにして下さい。

夏休み中は、運動場での外遊びは熱中症の危険性が高まります。PTAのプール開放はありますが、のびのびルームでは利用することができません。夏休みに長期に渡って利用する子どもたちに、プールの利用ができるようにして下さい。

3. 送迎の際にインターホンから出入り口の解錠ができるようにして下さい。

出入り口の解錠が遠隔で行えない為、保護者が学校内に入ることもできず、指導員の先生方が送迎の都度、2階の教室と出入り口までの約60mを何往復もされています。そのため、教室に残っている子どもの対応が手薄となることが頻繁に発生します。また、冬場は、寒くて暗い中、保護者の送迎を外で待つこともあります。子どもたちの安全確保のためにも、インターホンから出入り口の解錠ができて、保護者の送迎がスムーズにできるようにして下さい。合わせて、子どもの対応が手薄にならないように、ルームの現状に合わせた指導員の先生方の

人員の増加および確保をして下さい。

受理年月日 平成 29 年 7 月 31 日

平成29年 第3回市議会(定例会)陳情書綴

平成29年8月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-17-0027

